

蒲郡市耐震不適格木造住宅除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の除却工事を実施する者に対し、予算の範囲内において蒲郡市耐震不適格木造住宅除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付決定を受けた者が実施する旧基準木造住宅の除却工事をいう。
- (2) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家及び貸家を問わない。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断
 - ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知（別添））
- (4) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (5) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを除却する工事をいう。ただし、構造分離の昭和56年以降の部分については除外することができる。

- (6) 代理受領 蒲郡市補助金代理受領に関する事務取扱要綱（令和３年４月１日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と補助事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）が、申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

（補助対象住宅）

第３条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において建築された旧基準木造住宅であること。
- (2) 木造住宅耐震診断において、前条第３号アの規定による判定値が０．７未満若しくは同号イの規定による評点が６０点以下と診断されていること、又は同号ウの規定による結果で倒壊の危険性があると市が判断した場合。
- (3) 補助金の交付申請をしようとする前に木造住宅耐震診断を終えていること。
- (4) 補助金の交付申請時に延べ床面積３０㎡以上のもの。
- (5) 蒲郡市民間木造住宅耐震補強助成事業補助金の交付を受けてないもの。
- (6) 公共事業による移転等により補償金を受けるものでないもの。

（補助の対象者）

第４条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者（同等の権利を有する者を含む。）であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（補助の対象工事）

第５条 補助金の交付の対象となる工事は、第３条に規定する補助対象住宅を除却し、運搬し、及び処分する解体工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

（補助金の額）

第６条 補助金の額は、前条に規定する工事に要する費用の３分の２の額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は２

0 万円のいずれか少ない額とする。

(交付の申請及び決定)

第 7 条 申請者は、除却工事に着手する前に、耐震不適格木造住宅除却費補助金交付申請書（第 1 号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、耐震不適格木造住宅除却費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

3 申請者は、市内の次に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業の主管課と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理地区
- (2) 都市計画施設
- (3) 公共事業の買収用地等
- (4) その他市長が協議を必要と認める地区

(計画の変更等)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ耐震不適格木造住宅除却費補助金変更等申請書（第 3 号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、耐震不適格木造住宅除却費補助金変更等承認通知書（第 4 号様式）により補助決定者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第 9 条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、耐震不適格木造住宅除却工事完了実績報告書（第 5 号様式。以下「報告書」という。）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 報告書は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、報告書を受理した場合において、報告書等の内容を審査し、適正と認めたときは、耐震不適格木造住宅除却費補助金確定通知書（第6号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に耐震不適格木造住宅除却費補助金支払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金の支払請求書の提出があったときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前条に定める期日までに、報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

（書類の整理）

第13条 補助決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、5年間保管しなければならない。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第14条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１２月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。